

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年9月19日（平成30年（行情）諮問第397号）

答申日：平成31年1月29日（平成30年度（行情）答申第403号）

事件名：特定刑事施設の受刑者に自弁・使用を許す音声記録媒体の具体的内容を定めている例規の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月9日付け○管発第1696号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、該当文書を開示せよ。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定刑事施設においては、「通信教育に限定する」旨の指導を行っており、何らかの文書が存在するはずである。不開示理由として「特定矯正管区及び特定刑事施設において保有していないため」とのことであるが、指導と矛盾し、信用性がない。

また、請求人の請求書において、情報提供を求めているところ、文書の特定に係る情報提供や、文書の有無についての情報提供が一切なされず不開示決定された経緯は、法22条1項に反している。

これらの行動を併せて考えるならば、他の省庁で次々と表沙汰となっている文書の隠ぺいがあるのではないか。

（2）意見書（添付資料省略）

ア 開示請求の経緯

本件開示請求は、語学の自主学習をするには、音声媒体を実際に示さなければ許可判断ができないのでまずは用意することと特定刑事施設が述べ、CD付書籍を購入後に示したところ、学習に使用できる媒体は通信教育のものに限られている、と定められている旨を特定刑事施設職員が述べたことから、それならば文書が存在するはずである、と考慮したことにある。

イ 使用条件と媒体限定とは異なること

理由説明書（下記第3を指す。）2（1）の平成19年第3339号大臣訓令と同内容が、特定刑事施設の「既決被収容者所内生活の心得」（以下「心得」という。）の165頁と168頁にも記載されている（ここで、心得166頁にあるものは、全受刑者でなく第1類の者を対象にしたものであるので別のものであり注意を要する。）

諮問庁の説明は、通信教育受講者もしくはクラブ活動参加者という使用条件が定められていることを述べているが、それらの者が、こういった媒体を使用できるのか、について述べていない。具体的に言うと、通信教育受講者が書籍付属CDの使用可否について定めた文書になっていない、ということである。

したがって、他に文書が存在することになる。

（以下、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、別紙に掲げる行政文書（本件対象文書）について、法9条2項の規定に基づき、本件対象文書は保有していないことを理由として、平成30年5月9日付け○管発第1696号行政文書不開示決定通知書により、不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、該当文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）受刑者の自弁を許し、又は許すことができる日用品等については、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令。以下「物品訓令」という。）において定められているところ、「CDその他の音声記録媒体」については、全受刑者を対象に、学習用として特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するものとされている。

また、「CDその他の音声記録媒体」については、物品訓令において、「受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合」という条件に加え、「当該受刑者が当該物品を現に使用する通信教育を受けていたり、当該物品を現に使用するクラブ活動に参加していたりするなど、当該物品の使用を必要とする事情が現に存在する場合」という条件を満たす場合に限り、使用を許すことが相当とされている。

（2）今般、本件審査請求に関して、処分庁において、特定矯正管区及び特

定刑事施設をして、「CDその他の音声記録媒体」について、「学習用に限る」とされているところ、当該学習用について別途定めている例規（達示・指示）（本件請求日（特定年月日）現在適用しているもの）」について、事務室及び文書倉庫並びにパソコン上のデータを確認させたところ、かかる文書の存在は認められなかった。

また、前述のとおり、「CDその他の音声記録媒体」の使用が許可される場合や条件については、物品訓令上、具体的に規定されており、特定矯正管区及び特定刑事施設において、「CDその他の音声記録媒体」の自弁を許し、又は許すことができる場合や条件について規定した例規を別途作成することは、物品訓令上要請されていないことから、特定矯正管区及び特定刑事施設において、かかる例規を作成していないとしても、不自然、不合理な点は認められない。

- 3 以上のとおり、本件対象文書について、特定矯正管区及び特定刑事施設において保有していないことを理由とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年11月30日 審議
- ⑤ 平成31年1月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書については、特定矯正管区及び特定刑事施設において保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明は、上記第3の2のとおりである。

(2) そこで、諮問庁から物品訓令及び心得の提示を受け、当審査会においてこれらを確認したところによれば、受刑者の自弁を許し、又は許すことができる日用品等については、物品訓令において定められていることが認められるところ、物品訓令上、「CDその他の音声記録媒体」の使用が許可される場合や条件については、具体的に規定されており、特定矯正管区及び特定刑事施設において、「CDその他の音声記録媒体」の自弁を許し、又は許すことができる場合や条件について規定した例規を

別途作成することは、定められていないことが明らかである。

そうすると、特定矯正管区及び特定刑事施設において、かかる例規を作成していないとしても、不自然、不合理とはいえない。

- (3) なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、CDプレーヤーの使用に関する所長指示が特定刑事施設に保有されているものの、これは、CDプレーヤーの使用を許可された者に対して適用されるものであるとのことである。

そこで、諮問庁から当該所長指示の提示を受け、当審査会においてその内容を確認したところによると、当該所長指示は、CDプレーヤーの使用を許可された者に対して、使用を認めるCDプレーヤー及びCDソフトの種類やその使用に関する注意事項等を定めたものであり、審査請求人が求める、「CD・その他の音声記録媒体」の使用を「学習」のうち「通信教育のみに限定する」ことを定めた文書に該当するものではないと認められるから、当該所長指示は、本件開示請求の対象となる文書には当たらない。

- (4) また、上記第3の2(2)のとおりの本件対象文書の探索の範囲及び方法についても、特段問題があるとは認められない。

- (5) したがって、特定矯正管区及び特定刑事施設において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求時に情報提供を求めているにもかかわらず、文書の特定等に係る情報提供等が一切なされなかったとして、原処分は法22条1項に違反する旨主張するが、本件開示請求書中の記載（「ホームページ等で文書を公開している場合は、具体的なアドレスと共にその旨の情報を提供するように求めます。」との記載）に照らせば、特定矯正管区及び特定刑事施設における本件対象文書の保有が認められない以上、処分庁が特段の情報提供を行わなかったことに問題があるとはいえない。

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定矯正管区及び特定刑事施設において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

「特定刑事施設の受刑者に自弁・使用を許す物品としての「CD・その他の音声記録媒体」について、「学習用に限る」となっているところ、当該学習について、「通信教育のみに限定する」旨を定めている例規（達示・指示）」（本件請求日（特定年月日）現在適用しているもの）（特定矯正管区及び特定刑事施設）